

ADL 維持等加算について

○算定要件（通所介護）

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から 12 月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ ADL 維持等加算（Ⅰ）

30 単位

【厚生労働大臣が定める基準】

次のいずれにも適合すること。

- (1) 評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（(2)において「評価対象利用期間」）が 6 月を超える者をいう。以下この号において同じ。）の総数が 10 人以上であること。
- (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」）と、当該月の翌月から起算して 6 月目（6 月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）において ADL を評価し、その評価に基づく値（以下「ADL 値」）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。
- (3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して 6 月目の月に測定した ADL 値から評価対象利用開始月に測定した ADL 値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ADL 利得」）の平均値が 1 以上であること。

ロ ADL 維持等加算（Ⅱ）

60 単位

【厚生労働大臣が定める基準】

次のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。
- (2) 評価対象者の ADL 利得の平均値が 3 以上であること。

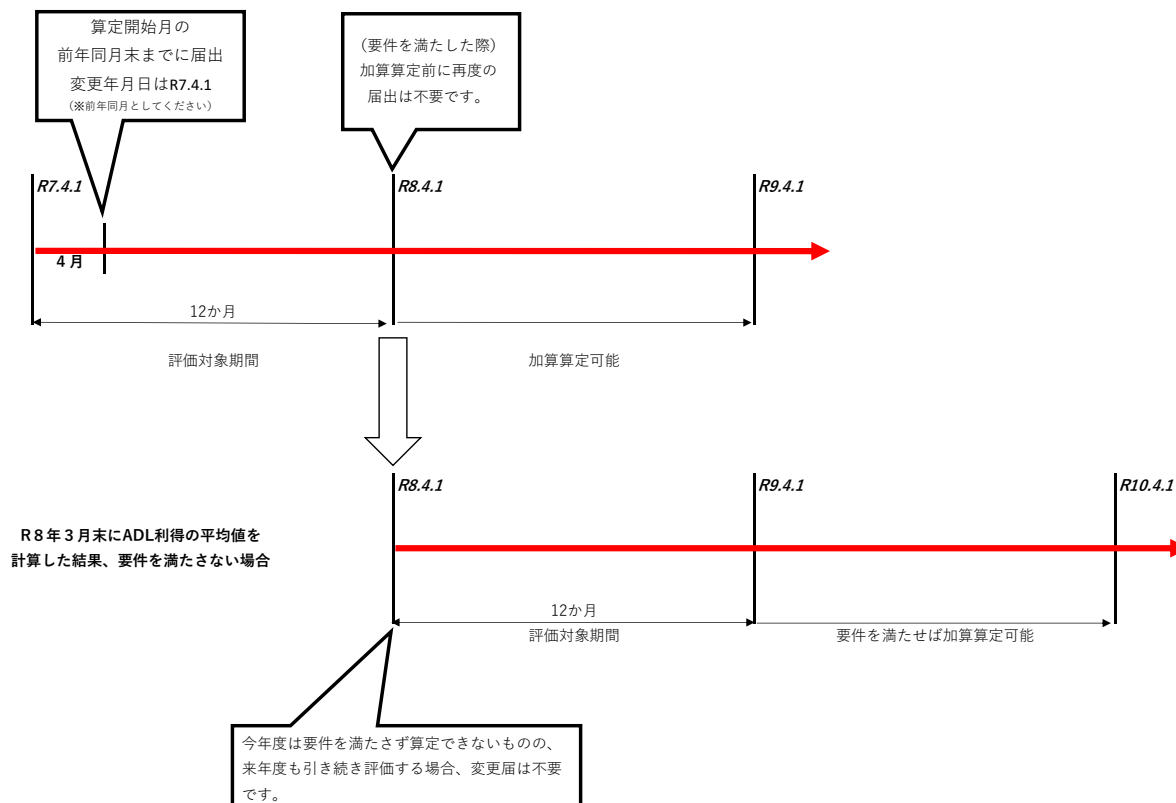
【厚生労働大臣が定める期間】

ADL 維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して 12 月までの期間

○加算の算定を開始しようとする月が基準となり、算定開始月の前年の同月から起算して12か月までの期間が評価対象期間となります。評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12か月以内に限り、加算することができます。

・新たに ADL 維持等加算を算定する

R8年4月から新たにADL維持等加算を算定する場合



(例1) 令和8年4月から加算を算定する場合(上図)

評価対象期間 R7.4~R8.3

加算算定可能期間 R8.4~R9.3

変更届 R7.4.1 (4月中に健康福祉センターに提出)

(例2) 令和8年10月から加算を算定する場合

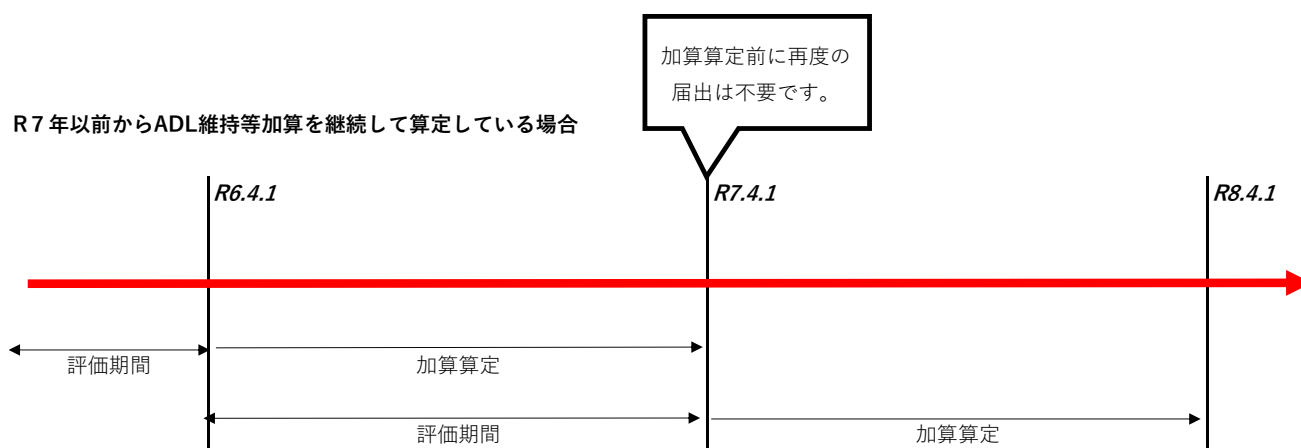
評価対象期間 R7.10~R8.9

加算算定可能期間 R8.10~R9.9

変更届 R7.10.1 (10月中に健康福祉センターに提出)

※LIFE への登録を「あり」としている必要があります。

- ・既に ADL 維持等加算申出「あり」としており、算定している



(例) 令和 7 年 4 月から算定する場合

評価対象期間 R6.4～R7.3

加算算定可能月 R7.4～R8.3

変更届 不要

○評価対象期間

届出の日から 12 月後までの期間を評価対象期間とする。

評価対象者全員について、評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して 6 月目において ADL 値を測定する。

(例) 届出が 4 月の場合

